

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について
- 3 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 7 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 10 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
- 11 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 12 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
（以上11件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 13 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 14 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について
- 16 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 17 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 18 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
（以上6件、総務常任委員会委員長報告）
- 19 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 20 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 22 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
（以上4件、経済建設常任委員会委員長報告）
- 23 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算
（平成18年度一般会計予算委員会委員長報告）
- 24 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 25 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 26 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 27 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
（以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告）
- 28 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 29 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 30 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算

(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)

- 31 議案第38号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 33 議案第40号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 34 議案第41号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 35 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 36 議案第43号 太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 37 発議第1号 太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 38 委員会の閉会中の継続審査について
- 39 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について
- 3 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 7 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について
- 10 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について
- 11 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について
- 12 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
(以上11件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 13 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について
- 14 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について
- 16 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 17 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 18 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
(以上6件、総務常任委員会委員長報告)
- 19 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について
- 20 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 22 議案第29号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について
(以上4件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 23 議案第30号 平成18年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成18年度一般会計予算委員会委員長報告)

- 24 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 25 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 26 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
 27 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
 (以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 28 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
 29 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
 30 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算
 (以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
 31 議案第38号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 32 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 33 議案第40号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 34 議案第41号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 35 議案第42号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 36 議案第43号 太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 37 発議第1号 太子町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 38 委員会の閉会中の継続審査について
 39 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	上 山 隆 弘	2 番	服 部 千 秋
3 番	長谷川 原 司	4 番	井 村 淳 子
5 番	中 井 政 喜	7 番	橋 本 恭 子
8 番	寺 本 明 男	9 番	横 田 六 郎
10 番	井 川 弘 美	11 番	花 畑 奈知子
12 番	北 川 嘉 明	13 番	熊 谷 直 行
14 番	村 田 興 亞	15 番	橋 幸 孝
16 番	桜 井 公 晴	17 番	首 藤 亨
18 番	佐 野 芳 彦		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	嶋 津 一 弥
書 記	蛭 井 のり子	書 記	藤 井 仁 美

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	助 役	八 幡 儀 則
収 入 役	山 本 国 男	教 育 長	圓 尾 哲 一
総 務 部 長	佐々木 正 人	生活福祉部長	寺 田 和 雄
経済建設部長	山 口 静 哉	教 育 次 長	山 本 庄一郎
財 政 課 長	香 田 大 然	水道事業所長	西 村 隆 志

(開議 午前10時00分)

○議長(佐野芳彦) 皆さんおはようございます。

平成18年第1回太子町議会定例会第6日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、ただいまから平成18年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日、町長から議案6件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成17年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第14号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第15号 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第16号 太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

日程第7 議案第17号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第18号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第23号 石海保育所の指定管理者の指定について

日程第10 議案第24号 揖南衛生施設一部事務組合の解散について

日程第11 議案第25号 揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について

日程第12 議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長(佐野芳彦) 日程第2、認定第1号 揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定についてから日程第12、議案第28号 揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてまでを一括議題とします。

上程中の議案11件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に3月2日と3月7日に付託されました認定第1号、議案第13号から議案第28号まで11件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告させていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第1号。付託年月日、平成18年3月2日。件名、揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第13号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第15号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、桜井委員より別紙のとおり修正案が提出され、委員会で修正案の採決をし、賛成少

数で否決すべきものと決し、原案に関しては、賛成多数により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第18号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、石海保育所の指定管理者の指定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、揖南衛生施設一部事務組合の解散について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により

可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第28号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

本案については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第1号揖南消防事務組合解散に伴う平成17年度の当該歳入歳出決算認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
まず、原案反対の方の発言を許します。
16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 揖南消防事務組合の解散に伴う決算認定につきまして、委員会の審査報告でも付記されておりますように、この討論を委員会でもしているわけですが、委員長に読んでいただいてということで、私はここでは省略しようと思っていたんですが、討論をしておきたいと思います。

この件を審査を、審議をしまいいりました
昨年の議会並びに今時議会における一般会計補正7号での揖南消防事務組合解散に伴う清算剰余金についての質疑と、反対討論でも私は主張してまいりましたが、年度当初の負担金にかえて、基金を取り崩した結果の清算金2,900万円の案分では、揖南消防の創設以降の負担に基づき消防等の施設や機材を整備してきた経過があるわけでありまして、これらの経過と基金として積み立ててまいりました原資の負担割合に対して不公平な内容であると考えます。

この意見を述べまして、本決算の認定に反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認

定されました。

次に、上程中の議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件に太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定につきましても、委員会で反対討論を行っております内容をご確認いただきたいと思います。ここでも意見を述べて反対討論といたします。

兵庫県の本制度が年々後退をしてくているわけでありまして、高齢者の負担を拡大していく点では激変緩和措置があるわけでありましてけれども、後に負担を増大させるようなことについては再考を促して制度の拡充を県に求めるべきだと、このように考えます。

この対象者は概算で250人ということですが、高齢者の負担をさらに拡大をするということについては、今後、暮らしにかかわる問題でありますので、制度の拡充こそ求め、また本町でも独自の措置が必要であると考えます。

以上の意見を述べて、本条例の改正に反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第14号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（佐野芳彦） 次に、上程中の議案第15号町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 町民養老金支給条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でも言いましたように、また委員会でも質疑をしてきているわけではありますが、これは

合併協議の際にも検討された内容でありまして、太子町は福祉や医療が後退することなく、むしろ充実をさせていくと、こういうことで自立を選択したと私は考えております。

そういう面から、財政が厳しいと言っても、高齢者が敬われ、支給される祝い金が、子育てやら孫育ての段階で活用されている例から見ましても、この程度の負担ができない町ではないと考えます。これらの施策こそ残しておくべきでありますし、サービスの後退等につきましては、自立を選択していく際における判断、また住民に対して説明をしてきた内容からも裏切る行為でもあると考えます。

以上の意見を述べまして、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてありますが、委員会の報告書でも、討論の主な内容については明記をいただいているわけですが、今回の改正は保険税を大幅に引き上げる内容でありまして、さきにも言いましたように、合併協議では、「負担は軽く、サービスは高く」といって自立を選択したわけでありまして。さらに、本国保の加入者は、世帯で50%、人口で3分の1が加入をしているわけでありまして。そういう中において、加入者に負担を求めるだけではなくて、行政としての対応が必要であると私は考えます。

特に、議案提出の参考資料の参考部分でも説明をされておりますように、税率改正を行わずに据え置く場合の収支見通しは1億6,391万2,000円の財源不足とっておるわけですが、税収については、収納率を88.8%に設定をして11.2%の収納を見込ま

ず、滞納繰り越しでは医療分で3,100万円、介護分で110万円しか計上しておりません。このような計算方法では、苦しいながらも納税している人にさらに負担をかけることになるわけでありまして。これでよいのかどうか問われるのであります。健康で長寿社会を生きられるように保健事業を旺盛にし、検診等の機会を拡充することとあわせて、費用負担の軽減などで早期発見、早期治療で医療費の高騰を抑制すべきが肝要であると考えます。

また、国保財政をこのように厳しくしているのは、国民皆保険という社会保障の一環として導入された際の国庫負担金、いわゆる医療費の45%から、制度の相次ぐ改悪によって国庫負担を引き下げてきたことに起因するものであります。国庫の責任を後退させ、国庫支出金をもとの45%に戻すよう強く要求すべきであります。

また、今時提案に当たっての参考資料には、さきにも触れましたように、財源不足と言っておることについては、この額は皮革汚水前処理場特別会計への1億3,289万円との繰出し対比でも、片や4社の排水処理のためであり、本国保は、さきにも言いましたように人口の3分の1、世帯の2分の1が加入するわけでありまして、昨年度並みの繰入れをしてもよいはずであります。

今日の滞納実態から税率、税額を上げれば上げるほど滞納者が増えることが懸念されます。滞納者には資格証や短期証で強制するのではなくて、町独自の減免策を講じて納税しやすくすることを求めるものであります。

さらに、大幅な引き上げを実施し、これまでもそうでありましたが、会計にゆとりを持たせるための先取り改定であるように思います。ただでさえ低所得者等が加入している保険であり、負担は限界に来ている中での先取りは許されるものではありません。

したがって、私は、常任委員会における国保に対する意見並びに国保運営協議会の意見を重視し、委員長報告でもありましたように修正案を提出いたしました。これは合併

をやめ、自立を選択した理由の一つでもあります。さきにも言いましたような、負担は低い方に、サービスは高い方という立場で、たつの市を上回ることがあってはならないと考えての修正内容であります。

所得割を6.2%から5.8%に修正することに伴う減収は2,468万円、資産割を25%から19%にした場合の減収は2,194万8,000円、均等割を2万6,700円から2万6,500円に修正した場合の減収は250万2,000円、平等割を2万7,600円から2万7,000円にした場合の減収は312万円でありまして、現年分の収納率を93%にしますと、増収分は2,279万1,000円、委員会報告にあるとおりであります。滞納分を予算の倍額の6,000万円にしますと、合計増収分は5,279万1,000円となります。一般会計のその他繰入5,700万円で十分賄えるわけであります。

そういう点から、たつの市並みにやった場合の対案を示しての修正案を提示いたしましたが、少数で否決をされました。これらの収納率を引き上げることによって、一般の加入者にも負担を軽くし、また本町の一般会計からの繰入れも緩和することにもなっておりまますので、その意見をつけまして、本条例改正に反対といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、上程中の議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第18号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論をいたします。

この件につきましても、委員会報告で報告をしておりますように、その立場で反対討論を行ったわけではありますが、今時の改正は、今後の介護保険のあり方に対して保険料を引き上げようとするものでありますが、月額で3,200円を4,050円に引き上げる、このような内容の改正であるわけではありますが、質疑でもただしてまいりましたように、「保険あって介護なし」というふうにならないように、保険料並びに医療費の減免制度を私は導入すべきだと考えます。

特に、地域支援事業の財源については介護保険会計から賄われますので、介護予防事業の財源構成は介護保険の給付費の割合と同じになります。さらに、地域支援事業に再編された保健事業、福祉事業はすべて公費でこれまで賄われてまいりましたが、地域支援事業の創設によって国の負担は減り、その分だけ介護保険料が値上げになります。また、地域支援事業を充実すると、保険料がその分だけ値上げになってしまうという問題も抱えております。

一方、国の介護予防地域支え合い事業は、本年度限りで廃止されるようになっております。老人保健事業も、来年度からは65歳以上を対象とした事業では健康診査と健康手帳の交付だけが存続をし、他のメニューは廃止さ

れてしまいます。

介護保険は、だれでもが必要に応じて安心してサービスを受けられるものでなければならぬと考えます。介護保険の見直しは、給付の削減と、負担を国民に転嫁するという改悪であります。しかし、介護保険の保険者は市町村であります。介護保険事業計画の作成や基盤整備、独自の負担軽減制度の実施など、介護保険の改悪による住民の被害を抑えるための取り組みを強化すべきであります。介護保険のサービスだけでは地域の高齢者の生活を支えていくには全く不十分であり、自治体独自の福祉事業の役割はますます重要になっておると思います。

一方、国保に対する取り組みについても、国の負担割合が現在の4分の1から2分の1へと計画的に引き上げさせるということを国に強く要求をしていくことを求めるものであります。

さらに、恐縮ですが、他の自治体の例を引いて、何回もそんなことはできないかのようにここでは言われておることですが、長野の栄村では、「げた履きヘルパー」ということで有名になった町でもありますけれども、このヘルパーやデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービス、給食サービス、安心コールサービス、こういうことをやっておられるそうではありますが、これらによってそれぞれ地域の介護給付が村内で経済循環になっていると、そういうようなことも報告をされている例があります。

本町も、自立のまちづくりについて、このような先進事例に学んで、より一層介護保険の充実こそ図るべきであると考えます。

以上の意見を述べまして、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号石海保育所の指定管理者の指定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第24号揖南衛生施設一部事務組合の解散について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号揖南衛生施設一部事務組合の解散に伴う財産処分について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第25号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第28号揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 第28号揖龍保健衛生施設事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、討論を行います。

この件の委員会質疑並びに討論の内容は、

委員長報告で示されているとおりであります。私はこれまで、たつの市に委託することとなりました消防救急業務、あるいは揖龍農業共済に係る事務、公平委員会に係る事務、これからさらに共同処理をする方がより効率的、効果的なものについては、事務組合の共同処理するものとして整理をしていく必要があると考えます。

本町議会といたしましても、特別委員会を設置をして事前協議を呼びかけてきたところでもあります。しかし、それには町側は答えずに、トップダウン形式で対応してきたことであり、後でおわびをしてもらっても後の祭りのように考えます。これらの事務を今後検討いたしまして、共同処理する方がよいものについては互いに対等の立場で協議をすることこそ肝要であると考えます。また、議決機関として設けられる議会のあり方につきましても、1対1の体制で臨むべきだと思います。そういう点から、第5条は10人としてありますが、合併後における構成団体は1市1町でありますし、合併前の議員数にこだわる必要はないと思います。

そういう面から、また効果・効率的な運営の面からも10名を8名にして、私は4対4で対応すべきであると、このように考えます。

以上の意見を述べまして、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第11号 太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について

日程第14 議案第12号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第21号 太子町国民保護協議会条例の制定について

日程第16 議案第22号 太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について

日程第17 議案第26号 揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第18 議案第27号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定についてから日程第18、議案第27号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

上程中の議案6件については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 ただいま上程されました議案につきまして、総務常任委員会に付託され、審査した結果をご報告させていただきます。

す。

お手許の審査報告書を読み上げまして報告としますので、よろしくお願いいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第11号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次、審査した事件、議案番号、議案第12号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町国民保護協議会条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、審査した事件、議案番号、議案第22号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及

び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。  
(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、審査した事件、議案番号、議案第26号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

次に、審査した事件、議案番号、議案第27号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月13日月曜午後1時から午後2時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第11号太子町認可地縁団体印鑑条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。  
これから議案第11号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第12号太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。  
これから議案第12号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。  
16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、議案第21号太子町国民保護協議会条例の制定並びに次の議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定についての2件、あわせて反対討論を行います。

これの質疑でもただしてまいりましたように、有事法制の具体化の一つであります国民保護法につきましては、憲法の定める諸条項に照らして重大な問題があります。今アジアの一員としての日本のあり方が問題になっております。首相らの靖国参拝をめぐる歴史認識が問われ、さらに共謀罪が国会で問題になっております。これら一連の流れは、憲法改悪で日本を再び戦争できる国に変える流れと一体のものであり、戦争による人権侵害が問題であります。

県の計画では、防災と有事を混同した内容で、備えあれば憂いなし、あるいは起こる事態は自然災害と同じだとか、人権について言っているようですが、戦争時の人権侵害は、災害時とも、規模も、性質も違うものであり、比較にならないものであります。苦い戦争の経験、歴史に学んでいない立場だと言えます。

なお、国民保護計画では、武力攻撃事態として挙げられている着上陸攻撃、あるいはゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃、そして大規模テロ攻撃などの緊急対処事態に対処する保護施策を定めとしているわけではありますが、この計画のもとで各自治体は住民の避難・救助活動などに携わることになりますが、それも国の管理下で行うことになります。自治体、そして住民、自治会、町内の団体などがこぞって戦争へと駆り立てられることになってしまいます。まさに国民保護法は、アメリカと海外で戦争できる仕組みをつくる有事法制の一法律でありまして、幾ら国民保護などと甘い言葉を使ってみましても、本質は戦争体制への自治体住民を動員するものであることに変わりはありません。太子町がこれに追随することには反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号太子町国民保護対策本部及び太子町緊急対処事態対策本部条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号揖龍公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。  
これから議案第26号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第27号兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。  
これから議案第27号を採決します。  
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第10号 町道路線の認定及び廃止について

日程第20 議案第19号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第20号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について

日程第22 議案第29号 揖龍地区農

業共済事務組合規約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第10号町道路線の認定及び廃止についてから日程第22、議案第29号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 初めに、議案第10号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第10号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、町道路線の認定及び廃止について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分まで行いました。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。ご参照ください。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第19号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第19号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第20号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。ご参照ください。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

議案第29号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第29号。付託年月日、平成18年3月7日。件名、揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は、質疑、討論なしです。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第10号町道路線の認定及び廃止について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第19号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 太子町下水道条例の一部を改正する条例制定につきまして、この件については本会議の質疑でもただしてまいりましたが、今時の改正しようとする内容は、前処理場の使用料であります。

この使用料については、改正内容としては、現行の「200円」から、18年度は「210円」に、最終的には「225円」にしようとするものでありますが、これらが仮に改定をされたといいたしましても、全体の運転管理経費1億数千万円、今年度の予算では昨年度よりも若干少なくなっておりますけれども、これまで皮革汚水前処理場を運転管理して、さらにはその汚水を流域下水道で処理をする、そういうようなことになっております。それらの経費から見れば、本当に10円、20円はわずかな引き上げでありまして、管理経費にはほど遠い料金となっております。兵

庫県が入って協議を、締結協議をし、その内容で協定をすると、こういうふうな形をとっているわけではありますが、そのために原因者負担も主張ができないようになっております。その穴埋めを住民の血税で行うことには断じて反対であります。これらの財源こそ福祉や医療に回すべきであると考えます。

そして、ここで主張をしておきますが、少なくとも前々処理を義務づける等のことも協議がなされる席ではっきりさせるべきであるということもつけ足しておきたいと思えます。

以上述べて、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第29号揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この件は、揖龍地区農業共済事務組合理約の変更についてであります。さきの揖龍保健衛生施設事務組合の規約の変更についてでも述べましたように、これらの事務については、構成市町が真摯に協議をして共同処理する事務としていくべき内容であると私は考えます。特に、本件のみについて言いますと、いわゆる事務組合を維持していくための負担金等については、構成団体の業務の量を基準に行って、議会の議員は現在の、合併前の1市4町を基準にするのではなく、さきの議案でも申しあげましたように、1市1町からで、議員数は8名としてそれぞれ4名を選出する、こういうふうに同数によって行うべきであると、このように考えます。

以上の意見を述べて、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第30号 平成18年度  
兵庫県太子町一般会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第30号平成18年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成18年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成18年度一般会計予算委員会委員長熊谷直行議員。

○熊谷直行議員 平成18年度一般会計予算委員会の予算審査報告を行います。

本委員会に付託されました案件は、平成18年度兵庫県太子町一般会計予算であります。

報告の前に一言申し添えますが、予算委員会では3日間にわたり、委員の皆さんを始め当局各位のご協力をいただきまして円滑に終了できましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、委員会審査報告書を読み上げまして報告にかえさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第30号。付託年月日、平成18年3月9日。件

名、平成18年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月16日木曜午前10時から午後4時12分。平成18年3月17日金曜午前10時から午後4時50分。平成18年3月20日月曜午前10時から午後3時18分。3、審査経過及び結果、(1)、審査に当たって及び審査意見は、別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成で可決すべきものと決した。(3)、会議録は、後日希望者に配付させていただきます。

次に、審査に当たって及び審査意見を別紙として添付しておりますので、読み上げまして審査報告とさせていただきます。

一般会計予算委員会・審査報告書。

1、審査にあたって。

(1)、付託案件の平成18年度兵庫県太子町一般会計予算の審査にあたっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料の提出を求めるとともに、審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け、慎重に審査した。

(2)、補助説明員として、課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を求め、必要な説明を求めた。

(3)、歳出予算については、昨年度の予算対比で廃止、削減・節減したもの、新規、増額したものの補足説明を求め、その説明を含めて審査した。

2、審査意見。

歳入について。

(1)、町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平公正の観点から、不納欠損や時効等にならないよう収税管理室の機能強化を図ること。また、新しい納税システムの充実を行い、徴収率の向上には毅然とした対応で臨むこと。

(2)、地方自治体の自立を図るため、財源の充実・確保については、国・県に対し強く求めること。

(3)、福祉、医療、教育等の補助・負担金についても、国・県に対して強く求めること歳出について。

(1)、各款共通事項について。

、まちづくりにあたっては、企画から町民の参加を得て、協働と参画のまちづくりを進めること。

、危機意識を高める職員研修を行い、日常業務においても、改革意欲を持って創意工夫したサービス展開が図れるよう職員能力向上に努めること。

、行財政改革の観点から、各事業の目標設定を行い、その目標に対する成果や未達成要因の検証を義務づけること。また、全職員が事業実績に対する説明責任を共通認識するよう徹底を図ること。

、負担金補助及び交付金は、規則や要綱等に基づいて支出するが、それぞれの効果を検証し、あり方を毎年度再検討すること。

各款の予算について。

、総務費。電算システムについては、ハード面・ソフト面の現状検証を行い、住民サービスに適した、よりよいシステムを構築すること。入札制度については、一般競争入札を基に公正な入札のあり方を検討すること。

、民生費。保育行政については、待機児童の解消を図り、より安全・安心の保育を推進すること。コミュニティバスに代わる福祉的な交通手段の政策を検討すること。安心で快適に暮らせるまちづくりのため、防災・防犯の意識高揚に努めること。

、衛生費。各種の健診（検診）については、予防対策を基軸に内容と機会を拡充し、健診（検診）率を高め、町民の健康維持と疾病の早期発見に一層努めること。各公共施設のAED設置場所を明示し、受講の機会を設けて、使える人を多く養成すること。

、労働費。シルバー人材センターを有効に活用し、就労の機会を提供すること。

、農林水産業費。特産品の育成を図ること。農業に対する後継者育成に努めること。

、商工費。観光協会と連携し、太子町をアピールすること。

、土木費。都市計画街路龍野線の立岡信号以南、国道179号線以北の整備を早急に図

られたい。JR網干駅前土地区画整理事業については地元協議がなされているが、具体的な進捗ができるよう行政として積極的に取り組むこと。都市計画道路揖保線は、計画どおりに取り組むこと。前処理事業特別会計への繰出金は、厳しい一般会計の大きな負担となっている。早急に国・県に対して積極的に働きかけるよう対処すること。

、消防費。自主防災組織の活動を支援し、組織の活性化を推進すること。

、教育費。学童保育の対象年齢の拡大に努めること。トライやる・ウィークはマンネリ化にならないよう工夫すること。学校教育における図書教育を充実すること。オープンスクールを有意義なものとし、地域から理解されるよう努めること。太田東幼稚園については、跡地の有効利用を早急に検討し、時代に合った町民サービスができる施設となるよう取り組むこと。“和のまち太子”にふさわしい人権教育を継続すること。国体については、関係者が一丸となり町民と協働で成功させること。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で平成18年度一般会計予算委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 議案第30号平成18年度兵庫県太子町一般会計予算について反対討論を行います。

施政方針では、景気が回復基調にあるかのようにうたっているわけではありますが、これは一部の大企業と大資産家のことであって、

大多数の国民の生活実態は厳しく冷え込んでおることを忘れてはならないと考えます。このような生活実態の中で、予算は申すまでもなく、福祉、医療、教育等、暮らしを支えることに重点を置くべきであります。しかるに、今時予算は、三位一体の改革と称して増税に次ぐ増税と、福祉、医療と社会保障に大なたを振るい、国民に負担を押しつける政治、県の福祉医療費の制度後退による負担の押しつけに追随した内容であると考えます。

施政方針では、さらに、平和と繁栄、夢と希望を持って安心して豊かに暮らせる郷土を継承することを重点に置くべきとあります。また、同じ施政方針で、地方自治体には人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化、多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められるとともに、地方自治体の自己決定、自己責任において地方自治を推進する自治能力の向上・見直しが緊急の課題として提起されていると。それに加えて、私は自立を目指して頑張っている自治体、矢祭町や新潟県の津南町の例をここで何回か紹介をいたしました、これらの取り組みを積極的な取り組みから学んで、町長が自身で言われている、「私は改めてこの町にずっと住み続けたいというような実感を、町民の皆様が持たれるようなまちづくりを進めていくことが大切であろうと考えております」、このように言っているわけではありますが、私もこういう町にすべきだと何回も言ってるところであります。太子町に住んでよかったと実感できるまちづくりに向けて、先ほども言いましたような、真剣に取り組んでいるところから学んで対応すべきだと思います。

しかし、施政方針も、本予算の内容も、精神面の繰返しで、全体としては施策の内容に乏しいものであると考えます。このような方針と予算内容では、こんなだったら合併した方がよかったという方向に誘導しているようにも感じるものであります。

地方自治体の仕事は、住民の暮らしを支え、安全・安心のまちづくりを進め、住民の

福祉の増進を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することにあります。住民各層の暮らしを支える立場からの基調と施策でなくては住民等との協働のまちづくりはできないものと考えます。

質疑でも、矢祭町の自治基本条例を紹介しましたが、住民参加を保障する確かな条例は、住民参加条例もしくはここで言う自治基本条例などにうたってこそ担保され、保障されるものであります。それを早急に制定すべきであると考えます。

また、一人ひとりの健康づくりのためには、いつでも、どこでも、どこの医療機関でも検診を可能にして助成することがより一層早期発見、早期治療につながりますし、ひいては医療費の抑制になると考えます。そのためには、検診等の会場へ来いという姿勢ではなく、個々の住民がかかりつけの医療機関で検診等に必要なメニューでもって受けられるように機会の拡充が不可欠であります。そのための施策を推進すべきであると考えます。そのことによって、さらに健康で長寿を全うできるものと考えます。

また、契約に係る入札制度におきましても、再三主張していますように、法律の本則であり、本町財務規則の本則でもあります。一般競争入札を実施し、透明性、公平性、競争性を確保して、工事請負や委託料に係る経費の節減に努め、その財源を福祉や暮らしを支援する施策に充当すべきであります。

この件では、繰出金の内容が問題であります。国民健康保険の条例のところで言いましたように、国民健康保険への繰出し、あるいは介護保険への繰出し、老健への繰出し、下水道への繰出しと比べまして、前処理場への繰出しは、わずか4社、内容的には2社の排水を処理するためのものであり、そのほかのものは町政全般に係るような繰出しでもございます。それらとの比較においても、前処理場への繰出しは不当であり、許すことができないものであります。この財源につきましても、さきに言ったような施策に充てるべき

であります。

そして、今こういう厳しい状況の中でありますが、兵庫県下でも明石市などは7月から、ゼロ歳から6歳までの医療費を完全無料化すると、こういうふうなことも県の施策の後退の中で進めていこうとする自治体があるわけですから、このことも参考にした対応をすべきであると思います。

そして、不要不急の補助金の整理も必要であると思います。本会議でも言いましたが、小さなものでは播磨空港協への負担金、それから実際の押しつけ学習になっている民推協への補助金、これらについては少なくともカットをして、民推協関係のものについては、社会教育の仕事として生涯学習で対応すべきであると考えます。

また、行政組織も風通しがよく、流動的に対応できるようにすべきであると思います。質疑でも申し上げましたように、収入役、部制を始めとする廃止、またそのことによって事務処理の合理的、迅速化を図るべきでありますし、早急に対応すべきであると考えます。

これら全体を通して見まして、私はさきに述べましたように、言葉、文言だけが強調され、精神面の強調にすぎない予算である。また、住民自治の問題では、例年と変わらない、さらに努力をしていくような真剣さが見られない予算であるということを述べまして、本予算の反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第31号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第25 議案第32号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第26 議案第33号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

日程第27 議案第34号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第31号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第27、議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、福祉文教常任委員会に3月10日に付託されました議案第31号から議案第34号まで4件につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第31号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成

18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第32号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第33号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第34号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月14日火曜日午前10時から午後5時55分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおり。(2)、審査結果は、全員賛成に

より可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で福祉文教常任委員会委員長橋本恭子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第31号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 委員長の報告でもありますように、委員会で反対討論を行っているわけではありますが、本席ではさきの17号での討論でも述べましたように、本会計の主な財源としての国民健康保険税の引き上げについて反対討論を行ってまいりました。それらを内容とする予算でありますので、具体的には討論を省略をして、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第32号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 介護保険特別会計の予算につきましても、先ほど介護保険条例で反対討論をいたしましたように、税負担の増によって今後の介護保険が進められる内容でありますし、その意見を述べましたので、ここでは具体的な討論を省略して、反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第33号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第33号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第34号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第34号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第28 議案第35号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第29 議案第36号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第30 議案第37号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会

## 計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第30、議案第37号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 初めに、議案第35号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第35号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。ご参照ください。審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第36号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第36号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

最後に、議案第37号、経済建設常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第37号。付託年月日、平成18年3月10日。件名、平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保なし。2、審査年月日、平成18年3月15日水曜日午前10時より午後3時20分。3、審査経過及び結果、(1)、審査経過は別紙のとおりです。ご参照ください。(2)、審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で経済建設常任委員会委員長花畑奈知子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第35号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可

決されました。

次に、上程中の議案第36号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計の予算に反対討論をいたします。

これは何回も指摘をしておりますように、この施設については、わずか4社の排出する汚水を処理するためのものでありまして、またその使用料負担も年々減額となり、本年度は収入予定額が予算的には1,134万円ということになっております。これは本会計の歳出であります。またこれらの施設から排出する汚水並びに汚泥の処理のために負担をする費用995万8,000円をやっと賄えと、この程度のもので使用料がそうっております。一般会計で残りは対応をするわけですが、この排水と関係のない住民にその負担を転嫁することでありまして、断じて許すことのできない内容であります。原因者負担を原則としながら、県が協議をしているわけですから、県に対しても応分の負担を求めて、本町の住民負担を撤廃するように運ぶべきであります。

以上述べまして、反対討論といたします。

○議長(佐野芳彦) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第37号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから議案第37号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第31 議案第38号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第32 議案第39号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 3 議案第 4 0 号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 4 議案第 4 1 号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 5 議案第 4 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 6 議案第 4 3 号 太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第31、議案第38号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第36、議案第43号太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上6件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第38号から43号まで一括して提案説明を申し上げます。

本来ならば、議案第38号から順次議案提案をさせていただくところでございますが、このたびの追加提案は、いずれも人事院勧告に基づく給与制度の改正によるものであります。

議案第42号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することにより、一体的に改正するものでありますので、まず議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をさせていただきますと思います。

昨年の人事院勧告において、官民の給与実態をもとに、その格差を算定して勧告される平成17年度分の給与改定とともに、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、約50年ぶりとなる給与制度の抜本的な改革を平成18年度より実施することが勧告されました。この勧告に基づき、国の給与法及び人事院規則等の改正が行われましたので、国に準じてこの条例の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、給料表の見直し、号給構成の見直し、昇給・昇格制度の見直し、調整手当にかえ地域手当を新設し、支給率を3%にする改正等であります。

まず最初に、給料表の見直しにつきましては、教育職給料表を廃止するとともに、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるものであります。

次に、号給構成の見直しにつきましては、これまでの年功重視の仕組みから、職務・職責重視に転換を図り、給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止等の措置が講じられておりまして、現行の号給を4分割したものとなっております。

次に、昇給・昇格制度の見直しにつきましては、昇給の時期について、年4回から年1回に変更し、1月1日に統一するとともに、55歳以上の昇給を通常の2分の1に抑制する改正等であります。

最後に、地域手当の新設について若干説明をさせていただきます。

地域手当とは、民間賃金の地域間格差が適正に反映されるよう、これまでの調整手当にかえて支給されるものでありまして、その支給地域の指定におきましては、人口5万人以上の市を単位として行われ、5万人未満の市町村においては、国における給与水準の引き下げと、地域手当の創設による取り組みを踏まえ、各地方公共団体が支給率を決定することとなっております。また、中核的な都市が支給地域となる場合は、地域の一体性の観点から、当該都市への通勤者割合の高い市町村へも支給されるものであります。

近隣市町の指定状況を申しますと、姫路市のみ国の支給基準として３％の指定を受けております。そこで、近隣市町等の動向を見ますと、実際の支給率といたしまして、姫路市の７％、赤穂市の５％、たつの市、相生市の３％、類団町として稲美町、播磨町、猪名川町の５％の支給が見込まれておりまして、本町は３％の支給率としております。

改正の内容等、詳細につきましては、後ほど助役より説明いたします。

続きまして、議案第38号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、第４条で「調整手当」を「地域手当」に改正し、昇給・昇格制度の見直しにより、第６条を改正するものであります。

続きまして、議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正並びに先ほどの第38号議案公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと同様に、昇給時期の統一等により、第６条を改正するものであります。

続きまして、議案第40号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

同じく、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様、附則第２項から第５項まで、「調整手当」を「地域手当」に、支給率を「100分の５」から「100分の３」に改正するものであります。

続きまして、議案第41号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案第40号の特別職と同様に、附則第３項及び第４項の「調整手当」を「地域手当」に、支給率を「100分の５」から「100分の３」に改正するものであります。

最後に、議案第43号太子町水道事業職員の

給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、附則第２項及び第３項にて「調整手当」を「地域手当」に改正するものであります。

以上で、議案第38号から43号までについての提案説明とさせていただきますが、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 助役。

○助役（八幡儀則） 議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

まず、第３条は、教育職給料表を削除するものでありますが、町村会準則における教育職給料表が改正されなくなり、また既に国の幼稚園教諭の給料表が廃止されていることに伴い、教育職員の一般行政職給料表適用による規定の削除でございます。

次に、第７条及び８条は、昇格・昇給制度が改正されたことに伴う改正でございますが、第７条は降格についてであります、最高号給を超えることがなくなったことによる改正でございます。

第８条は、昇給についてであります、昇給の時期が統一されたこと、昇給期間の短縮の概念がなくなったことなどによる改正でございます。

続きまして、第９条は、現給保障に伴う字句の改正でございます。

第19条は、職務の級構成の再編により、現４級が新３級に改正されたことによる規定の改正でございます。

続きまして、第20条は、平成17年12月改正時の勤勉手当の0.05カ月月の増額分を６月と12月に、それぞれ0.025カ月月ずつ振り分けて支給する規定の改正でございます。

続きまして、第21条は、これまで規則で規定していた管理職手当の支給率を条例で規定

する改正でございます。

第24条は、既に第19条第6項にて規定している文言の修正でございます。

以上が本則の改正でございます。

次に、附則の改正でご説明申し上げます。

附則第12項から第14項までは、調整手当にかえ地域手当を新設し、支給率を3%にする改正でございます。

続きまして、別表第1及び別表第2の改正は、本則の第3条の別表改正でございます。国、県の俸給表の改正に合わせた行政職給料表の改正と教育職給料表の廃止でございます。

最後に、改正附則についてでございますが、まず第1項で、本条例の施行期日を平成18年4月1日からと定めております。

次に、第2項は級の切替えの規定でございます。附則別表第1によって切替えを行います。

続きまして、第3項は号の切替えの規定でございます。附則別表第2によって切替えします。

続きまして、第4項は最高号給を超える号給の規定でございます。

第5項は、切替え日前の異動者の規定でございます。

6項は、職員が受けていた号給の規定でございます。

第7項から第9項までは、給料の切替えに伴う経過措置の規定でございます。第7項は差額支給による現給保障の規定、第8項は給料表が変更となる場合の現給保障の調整規定、第9項は新規採用者に対する在職者との調整規定でございます。

続きまして、第10項は、規則への委任に関する規定でございます。

最後に、附則別表第1及び附則別表第2は、改正附則第2項及び第3項でご説明申し上げた級と号の切替え表でございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ

りました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第38号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この事例は何例もありましたかいね。どの程度あったんかいね。派遣されて帰ってきた場合の取り扱いとか、いろいろ今まで規定上は余りうたわなかってやってきたように思うんですけども、取り扱いをしている内容等について説明をいただきたいと思います。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 公益法人等への派遣に関しましては、現在、社会福祉協議会の方に派遣をしております。まだ最初に行ったということであって、こちらの方へはまだ帰ってきておりません。該当ありません。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、上程中の議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この育児休業も制度ができて久しいわけですが、男女ともに本町職員関係でこの休業を取得した事例というのはどうかということと、本当にとりやすくしないと男女ともにとれるということが基本でありますけれども、具体的な事例ということととりやすい条件にあるかどうか、説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 育児休業に関しましては、最近におきましては、出産後、とっておられます。男性の方につきましては、この育児休業に関しての休暇というのは事例はございません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 事例がないということは、とりにくい環境にあるということですか。一般の社会では、やはり復帰後の処遇ということで非常にとりにくいということがあります。それをとりやすくするということが大事であり、また育児の責任は男女ともにあるわけですから、実際にとれるよう、取得できるようにすること。これは有給休暇も一緒なんですけども、とりやすい条件にすることがなければ、実際上は絵にかいたもちのような形になってしまうと思うので、女子ではあっても男性ではないというのは、それらの条件をクリアしてないのかなとも思いますし、その説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） とりにくいということは決してないと思います。本人の希望がないということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第39号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、上程中の議案第40号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 特に、特別職については、この調整手当を地域手当に改める機会に全廃をするべきやと私は思うんですけどね。これらは本当に特別職はそれぞれ就任する際に、これは特別職、一般職と教育長も一緒なんですけども、就任する際の給与が決まっているわけですから、それを承知でそれぞれ選任の同意をしたり、また公選法に基づいて就任する者については、それを承知で就任をするということから見れば、一般職とは違った立場で見なければならぬということでありまして、この機会に全廃をするべきだと思うんですが、なぜ全廃しないのですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） この調整手当、現在の調整手当でございますが、これにつきましては、兵庫県下全域、特別職に対しましても調整手当として出ておりますので、現在もそういう継続をさせていただいております。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 いや、それはもう総務部長が答えることじゃないですわ。全県が出とうと出とるまいと、廃止をしてるところもあるわけですからね。その財政の逼迫の状況を何回も主張してるわけでありまして、この機会に、私が言ってるように特別職の場合はそれぞれ承知で就任してるわけで、またこれを

受けないからという低い給与でもないし、
こういうときにこそ全廃を思い切るべきやと
言うんですから、勤勉手当もそうなんです
けど、本来なじまないものだということで、
全廃すべきやと思うんですが、なぜしないん
かということを聞いとんです。なぜか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほど総務部長の方か
らも答弁いたしました。この手当につきま
していろいろな考え方があると思います。
しかしながら、近隣、また県下の町村等々も
参考にさせていただいてやっておるところで
ございますが、特別職等々に関してこういう
手当等必要ではないのではないかというこ
ろでございますが、やはりそれは考え方がい
ろいろとあると思います。

今のところ、同じ条例によって、そうした
手当も特別職にも対応していくという考え方
で進めております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それは条例で定めてあるこ
とは承知しておりますがな。やはりこういう
財政が厳しいという中において、特別職自身
にはそれ自体不要なものでしょう。たまたま
条例でいろいろお手盛りの的に入っただけ
で、これらのことは廃止しようと思えば条例
で定めたらええわけですから、何らどこにも
遠慮、気兼ねなしにやるべきことだと思うん
ですが、いかがですか。やる気がないという
ことですか。

○議長（佐野芳彦） 町長。

○町長（首藤正弘） 今のところ廃止にする
考えは持っておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません
か。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号

は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思います。ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

次に、上程中の議案第41号太子町教育委員
会教育長の給与等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について、これから質疑を行
います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思います。ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

次に、上程中の議案第42号一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一連でこの地域手当が約
3%ということになっているんですが、この
3%の根拠について説明をいただけますでし
ょうか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） この地域手当と
申しますのは、地域の民間賃金がより適切に
反映されるよう、給与水準の引き下げを行
い、民間賃金が高い地域では地域間調整を
図るためということの手当でございます。

そうした地域手当の定義に照らしまして、
まず太子町におきましては、人事院が指定す

る地域は人口5万人以上の市を単位として行われたため、本町は集計対象外であった。

次に、中核的な都市が支給地域となる場合は、この都市と地域の一体性が認められる市町村も指定地域となることが本町の中核的都市姫路市への通勤者率、これが約39%ありまして、指定地域のための基準の50%には届いてはおりません。

しかしながら、人事院の指定地域にはなりませんでしたが、平成16年度の兵庫県工業統計調査指標数値から見ますと、本町の従業員が300人以上の事業所に勤める従業員数は県下の全市町の12番目で、11番目までの市については指定地域になっております。

同じく、工業統計の現金給与総額を事業者数で割った平均給与額で見ますと、姫路市を上回っていること、姫路市を始め神戸市などの指定地域への通勤者率は約45%、さらに地域の概念から近隣市町の状況を見まして、太子町においても支給していいのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

1 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議案について反対というわけではないんですが、今さきの説明で地域手当については何とかあれなんです、管理職手当についての根拠も説明していただけますでしょうか。

○議長（佐野芳彦） 管理職のところは終わってるんだけど、もとへ戻ってというあれか。

（上山隆弘議員「いえ、この中に入ってる」の声あり）

この中の分で。

総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 管理職手当につきましては、規則の方で規定をしております、従前から。今回は、そういう手当につきましては条例をもって整備をする方がいいのではないかとということで、今回上げさせてい

ただいたということでございます。

支給につきましては、従前より出ております。

○議長（佐野芳彦） 1 番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 現状の太子町の財政を考える上で、先ほどの桜井議員の指摘の部分と重なるところもあるんですが、管理職手当についても、もう少し見直していく部分があるのではないかとというふうに考えるわけですが、管理職手当が出るということは、そもそもその立場の方には責任があるという部分で支給されているのではないかとというふうに考えるわけですが、今後、管理職手当のあり方について考え方の説明をお願いします。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 管理職手当につきましては、現在ここで条例の方でいないという形で書かせていただいておりますが、以前に見直しをさせていただきまして、部長相当職15%、課長相当職13%、副課長相当職8%ということで、以前に見直しをさせていただいております。

○議長（佐野芳彦） ほかに。

16 番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 この第42号でいろいろこれまでの経過の説明があったり、それからこれまで町村会と自治労の団体交渉でもって給与関係のものは決めていたんだけど、今後においては、町村合併で町の数も少なくなつて、個々の自治体ですべてのものに対応すると、こういうふうになりましたということの本定例会、きょうの事前に全員協議会で説明があったと記憶してんですけど、それは間違いなことですか。

それは人勤が実施することと、あわせてそれぞれ人事院があるところでは人事院がということになりますが、本町のようなところでは、当局と組合の代表が交渉をして、給与関係についてもすべてのことについてここで決着をすると、こういうことになるということだと思ふんですが、その辺のところを説明をいただきたいと思います。

あくまで、地方自治体の主体性でもって対応すると、こういうふうにするんだと思うんですけど、その説明を求めます。

それから、先ほどありますように、勤勉手当にしても、これは特別職に係ることで申し上げたいと思うんですけども、そちらでも、この条例との絡みではここではないのと言いますが、特別職に関してはそれらのものの廃止、それからまた先ほど管理職手当のことが出ておりますが、私は、今条例で定めることになるということは非常に当然だと、このように思います。

条例で定める中で、以内と表現をしておるけれども、マックスはあくまで条例に定めることになりますので、少なくとも、以内ではなしに、きちっと、下げるんだったら下げる。今の15、13、8でも、私はそれほど必要でないと思うんです。ごく数人の管理ということも含めて見てみますと、この管理職手当はここまで必要ないと、このように考えるわけですが、さらなる引き下げが必要ではないかと。条例でしっかり定めるべきでないかということをおもうんですけども、いかがですか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、人事院の関係でございますが、人事院の勧告につきましては、従来は、勧告に基づきまして町村会の方での統一交渉という形でやっておりました。

今後につきましては、人事院の勧告に基づきまして、それを各市町村単独の組合交渉という形になってまいります。

次に、特別職の勤勉手当でございますが、今現在、特別職につきましては、期末手当しか支給はされていないということでございます。

管理職手当につきましては、以内ということでございますが、そういったものも今後含めて検討することも必要かと考えております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません

か。

（横田六郎議員「9番」の声あり）

9番横田六郎議員。

○横田六郎議員 1つ、中身はいいんですけども、町村会の準則が示されないというような、そんなこと考えられないような変化が起きてきよんやけども、今回も多分俗に言う単産ですわね。単産交渉ということになったんだろうと思うんやけども、新聞、テレビなんかでもごらんになっておると思うんやけど、多分、僕は思うんやけど、やがて公務員、警察、消防以外に公務員のスト権ね、多分この話題も出てくると思うんやけども、こういう事態も想定に置いておかんと、何が起きるかわかりませんけども、そういうことも踏まえて、今回の交渉の中身はいかがなっただんしょうかな。

今言う組合側の要求は薄々わかるんやけどね、今言う理事者側というんか、町長側がいかなる説得をなさったんか、お互いに自然体で合意に至ったんか、その辺の話し合いの中身まで言えたら、ちょっとお聞かせ願いたいんやけどね。

だから、今後、今言うスト権という問題までが、ここ先10年か5年かわかりませんけど、どうも出てきそうなんやけど、そういうことも踏まえた交渉のあり方というものを心構えてやらんと、だんだん難しくなるんじゃないかなと思うんで、まず今回の町村会の準則がなくなったということから考えてみたら、どういうふうな話し合いをされたかなというのがちょっとお聞きしたいんやけどね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 交渉につきましては、先ほど町長の方が言いましたように、ここに至るまでの間、12回の交渉を組合とさせていただきます。

当局としましては、やはり単独ということも、自立ということもありますので、当初は、今の地域手当というものに関しましてゼロからの話ということで交渉を開始させていただきました。

最終的には、給与制度の改正がかなりの内容のものでございますので、最終的には3%の支給というところで妥結ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 私は、総務委員ですので聞かないでおこうかなと思ったんですけど、この件だけはちょっと本会議で聞いておく必要があるんで、3条の教育職給与表が削除されることになっておりますが、これをつくった経緯はよくご存じだと思いますし、私、教育委員会に在職中にこの給与表ができたわけでございます。

教育職の人材確保に関する法律に基づいてこの給与表をつくったわけですが、教育委員会の委員さんでは、この人材確保はもうできたと、できるという判断で委員会の方で結論が出たわけですか。それとも、単に町長部局で削除をしたわけですか。

実は、幼・保一元化の視察を各方面へ、福祉文教常任委員当時にあちこち回った際、行政的に考えれば、この教育職給料がネックになっているということはあちこちの行政機関では聞いたわけですが、この辺のところ、教育委員会としての議決はどうなったんでしょうか。この辺だけちょっと気になりますんで、公的な本会議の席で教育委員さんの意見についてお尋ねをします。

教育長さん、先ほどまでおられたんで聞こうかなと思ったんですけども、皆さんの質問があったんで、総務委員で遠慮しとったんですけども、次長、どうでしたか。事務局の意見はいいんですよ。教育委員会の委員さんの意見がどうだったかを聞きましょうわけです。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（山本庄一郎） この件につきましては、今回初めてこういった資料が提示されておりますので、教育委員会の教育委員の方にはお示ししておりません。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 17番首藤亨議員。

○首藤 亨議員 教育委員の意見を聞かずに、こういう改正をしてもいいとお考えですか。これは当局側に、これだけ聞いておきます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 教育職の給料表ができましたのは平成3年と記憶しておりますが、人材確保のためということは、私はそういう考えではなかったんですが……

（首藤亨議員「本人が言いよんのに、何言うとんや」の声あり）

教育職給料表につきましては、平成16年度より従来の国立大学等が独立行政法人に移行されたことに伴いまして、公立学校の教諭の給与に係る国準拠規定が廃止をされました。それに伴いまして、国の方からのそういった廃止による制度改正ということでございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

次に、上程中の議案第43号太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第43号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

ここでご報告申し上げます。

町長から一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について及び技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定についてが提出されました。したがって、お手許に配っておきましたから、ご了承願います。

この際、委員会審査のため暫時休憩をします。

（休憩 午後1時43分）

（再開 午後3時29分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会へ審査を付託しました議案第38号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第43号太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案6件については、所管の総務常任委員会に付託して休憩中にご審査をいただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長北川嘉明議員。

○北川嘉明議員 それでは、ただいま上程されました、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、委員会審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第38号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後1時50分から午後2時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、1、審査した事件、議案番号、議案第39号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後1時50分から午後2時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

1、審査した事件、議案番号、議案第40号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後1時50分から午後2時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

1、審査した事件、議案番号、議案第41号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後1時50分から午後2時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

1、審査した事件、議案番号、議案第42号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後

1 時50分から午後 2 時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

1、審査した事件、議案番号、議案第43号。付託年月日、平成18年3月24日。件名、太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成18年3月24日金曜午後1時50分から午後2時53分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長北川嘉明議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第38号公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第39号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑

を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第40号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、この質疑でも言いましたように、今次の改正によって、第42号の一般職等はそれでいいといたしましても、第40号の特別職並びに第41号の教育長については、財政が厳しい事情を本当に承知しているならば、調整手当を廃止し地域手当に置きかえるということの機会に、調整手当の部分、現行条例の特別職の職員には調整手当を支給する、3項では、調整手当の月額給料月額100分の5を乗じて得た額とするという一連の附則5項までの件については、全面的に廃止をして、地域手当の支給対象から外すべきだと、このように考えます。

そのことが、財政を健全化させる一つの道

筋だろうと、このように考えますので、地域手当の支給対象にすることには反対であり、調整手当全般に廃止をすべきであると、このように主張し、本条例改正に反対であります。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第41号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第41号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第42号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第42号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第43号太子町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。これから議案第43号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可

決されました。

~~~~~

日程第37 発議第1号 太子町議会の  
議員の定数を定める条例の  
一部を改正する条例の制定  
について

○議長（佐野芳彦） 日程第37、発議第1号  
太子町議会の議員の定数を定める条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題としま  
す。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について趣旨説明  
を求めます。

発議者を代表して首藤亨議員。

○首藤 亨議員 発議第1号太子町議会の議  
員の定数を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について、提案理由の説明を申し上げ  
ます。

議員定数につきましては、議員定数調査特  
別委員会を、7回にわたって、議長を除く  
16名でいろいろ各方面から審査、協議を進め  
てまいりました。

その結果、議員定数を少なくとも1年前に  
は定めて一般に知らしめることが必要であろ  
うという結論に達し、また委員会のあり方につ  
いて、報酬についてが連動するわけでござ  
いますので、それらについても、7回の中に  
委員会の構成または報酬のあり方等各方面に  
意見を徴し、調査研究を進めてまいりましたが、  
その結果、提案のように、定員18名を2  
名減じて16名にする結論に達しましたので、  
今期の提案になりました。

あとは、条文を読んで提案とさせていただ  
きますので、よろしくお願いします。

太子町議会の議員の定数を定める条例の一  
部を改正する条例。

太子町議会の議員の定数を定める条例（平  
成13年条例第58号）の一部を次のように改正  
する。

本則中、「18人」を「16人」に改める。

附則、この条例は平成18年4月1日以降初

めてその期日を告示される一般選挙から施行  
する。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で趣旨説明が終  
りました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

1番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これは特別委員会を設置し  
議論をしてきたわけですが、18名から16名と  
いう形での減らす内容に関して、減の方  
向には賛成でございますが、その内容に関し  
て、私は現状の議会が住民に対して得てい  
る信頼、住民意識、また町の規模、特別委  
員会内で検討しました議員が持っている課  
題、現状の議会のあり方からも、それら議  
会というものに取り組むに当たり、できる限  
りの減数という考え方から、16名という数  
が多数の意見ではございましたが、14名と  
いう考え方でございました。

また、もう少し深く開いた形での定数の決  
定をすべきではなかったかという考えでござ  
います。

そのもとに、私は16名という人数での改正  
には反対いたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方  
の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方  
の発言を許します。

16番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、この特別委員会の中  
でもいろいろ意見を言ってきました。

特に、地方分権が叫ばれる今日、また住民  
ニーズが多様化する中にありまして、二元代  
表制のもとにおける議会の仕事、行政をチェ  
ックし批判、牽制、また提言をするという役

割がますます重大になってまいります。

そういう中において、代表民主主義の議事機関である議会議員が、やはり人口あるいは有権者をベースに対応した適切な、適正な定数が必要である、このように考えております。

また、委員会につきましても、現行の3委員会という点ではふくそうする業務内容、所掌事務等に関しましても、大変な負担がかかると考えます。

そういう点から、本町は、法律が改正されて、26名を本町規模では最高という定数になっておりますが、それぞれの自治体で定数を定めるといっては、自治が振興しているわけでありましたが、26人になった段階で、現議員は18名ということで、過去に30名定員のところで20名に減少条例をつくって、減員をして対応をしてきた町でもあります。

その後の中で、26名がさらに、のもとで20名定員を2名減員して現在の議員が選ばれているわけでありましたが、今後におきましても、地方議会の果たす役割は重大でありますので、これ以上減員する必要はない、このように考えます。

代表民主主義制度のもとで、住民各層の意見を行政に反映していく上でも大切なことであると考えます。

同時に、財政面だけでとらえてみますと、現行報酬を引き下げて財政の負担を軽減するというので、議会費にかけの費用を軽減するとすれば、報酬を減額しても定数は減らすべきでない、このように考えます。

以上の意見を述べて反対討論といたします。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（佐野芳彦） 挙手多数です。したがって、発議第1号は可決されました。

~~~~~

日程第38 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（佐野芳彦） 日程第38、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から目下委員会において審査中の請願第9号太子町町長に対する疑惑解明に関する請願について、会議規則第75条の規定によって、お手許に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第39 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長（佐野芳彦） 日程第39、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より、会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から、太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。  
したがって、各委員長から申し出のとおり、  
閉会中の所管事務調査及び活動とすることに  
決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成18年第1回太子町議会定例会第401回  
町議会を閉会します。

（閉会 午後3時52分）

~~~~~

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 閉会に当たりまして、
一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月2日の招集以来、
本日までの23日間の長きにわたる会期でござ
いしましたが、その間に審議されました案件
は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて
総額169億5,611万円の平成18年度当初予算を
始め、人事案件、各会計の補正予算、条例の
制定及び改正、組合規約の変更、工事請負変
更契約など、多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間、終始熱心にご審議
を賜り、ここにすべて滞りなく議了すること
ができましたことは、町政のため誠に同慶
にたえません。ここに謹んで議員各位のご精
励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心
より厚く御礼を申し上げる次第でございま
す。

特に、一般会計予算委員会の委員各位に
は、連日長時間にわたり精力的にご審議を賜
り、ご苦労に対しまして重ねて深甚なる敬意
と謝意を表する次第でございます。

また、町長始め町当局各位の議会審議に寄
せられました真摯なる態度に深く敬意を表し
ますとともに、審議の過程で議員各位から述
べられました意見等につきましては、今後の
町政執行に十分反映されますよう強く望むも
のでございます。

特に、新年度予算の執行に当たりまして

は、厳しい財政環境ではありますが、“和の
まち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活
基盤の充実が図られますとともに、第3次行
政改革大綱が確実に実施できるよう、英知を
結集して改革の効果が上げられますよう、強
く望むものでございます。

いよいよ春、各地から花の便りが聞かれる
好季節となってまいりましたが、議員各位に
は、この上ともご自愛いただきまして、町政
進展のため、なお一層のご精励を賜りますよ
うお願いを申し上げ、まことに簡単措辞では
ございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。
ありがとうございます。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成18年第1回太子町  
議会定例会第401回町議会を閉会されるに当  
たりまして、ごあいさつを申し上げます。

去る3月2日から開会されました今期定例  
会におきまして、議員各位には、議案が多数  
にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通  
じて慎重にご審議いただき、そのご労苦に対  
しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次  
第であります。

おかげをもちまして、本日をもって平成  
18年度予算案並びに各種重要案件につきまし  
て、滞りなく議了していただきましたことに  
厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意  
見、ご指導につきましては、今後の行財政運  
営にできる限り反映できますよう努力してま  
いる所存であります。

まことにしのぎよい時節となりましたが、  
議員各位におかれましては、ご健康に十分ご  
留意いただき、町行政のさらなる振興に一層  
のご理解とご協力を賜りますようお願い申し  
上げ、定例町議会の閉会に際しましてのごあ  
いさつとさせていただきます。どうもありが  
とうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ  
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 横 田 六 郎

署名 議員 熊 谷 直 行